

## プロモーションコード違反是正規程

(2003年 7月29日制定)

(2005年 3月25日改定)

(2010年 6月30日改定)

(2016年 4月 1日改定)

(2021年 4月15日改定)

### 第1条 (目的)

本規程は、プロモーションコードに関する問い合わせ・苦情申立て処理規程（以下「コード処理規程」という。）第6条第5項に基づき、コード違反の是正措置（以下「是正措置」という。）に関する必要な事項を定める。

### 第2条 (是正措置の対象)

是正措置の対象は、コード処理規程に基づきコード違反が決定した会員企業（以下「違反企業」という。）とする。

### 第3条 (是正措置の種類)

1. 是正措置の種類は次のとおりとし、1種又は2種以上を併せて行う。
  - 1) 違反企業の代表者による再発防止に係る文書の策定・提出
  - 2) 医機連が指定する不祥事防止等の研修の受講
  - 3) 再発防止策の実施状況の報告（最長1年）
  - 4) その他、医機連が要請する事項
2. コード違反の内容がコード処理規程第6条第1項に定める関連法規の違反に該当する場合、当該違反の重大性、社会的影響等を勘案し、当該違反企業名の公表を行うことができる。この場合、公表の有無、範囲、時期等については、コード処理規程第6条第4項及び第5項に定める是正措置案に盛り込むものとする。

### 第4条 (是正措置の決定手続)

1. 是正措置案の内容は、正副委員長会議にて審議し決定する。
2. 正副委員長の所属する会員企業が当該是正措置の対象である場合、その正副委員長は、前項の審議に参加することができない。
3. 委員長は、正副委員長会議にて是正措置案を決定し、企業倫理委員会の承認を得た後、コード違反の内容とともに理事会に提案し、承認を得る。
4. 理事会承認後における会員団体事務局等及び違反企業への通知手続については、コード処理規程第6条の定めに従う。

### 第5条 (改廃)

本規程の改廃は、企業倫理委員会の決議による。

(附則)

本規定の変更は、2005年 4月1日から実施する。

本規定の変更は、2010年10月1日から実施する。

本規程の変更は、2016年 4月1日から実施する。

本規程の変更は、2021年 5月1日から実施する。